

介護保険における住宅改修の概要

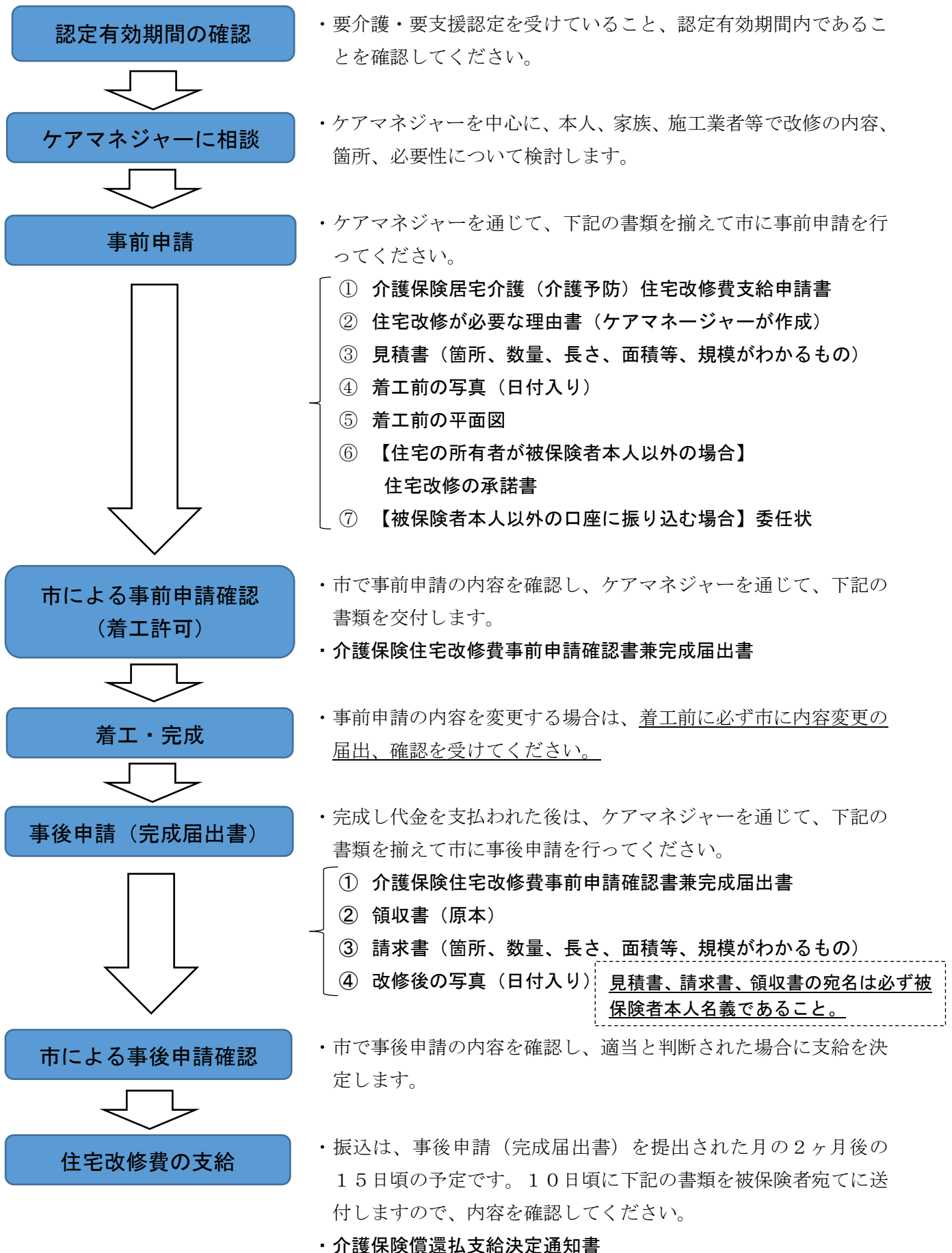
要介護・要支援認定を受けている方が、できるだけ自宅で自立した生活を続けるために、手すりの取付け等の資産形成につながらない比較的小規模な改修を行い、心身の状況や住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に、改修費用の7～9割相当額を支給します。

(注意) 給付制限を受けている方の場合、支給される額についても制限がかかります。

なお、支給を受けるためには、事前(着工前)と事後(完了後)にそれぞれ申請手続きが必要です。すでに着工した改修、完成した改修は対象になりませんのでご注意ください。

対象となる改修	(1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 引き戸等への扉の取替え (4) 洋式便器等への便器の取替え (5) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (6) 上記(1)～(5)の改修にともなって必要となる工事
対象となる方と要件	(1) 氷見市の被保険者であり、要介護・要支援認定を受けていること (2) 工事着工日と工事完了日が共に認定有効期間内であること (3) 被保険者が在宅で生活していること (4) 着工前に市に対し事前申請を行い、事前申請確認がされていること (5) 完了後に市に対し事後申請を行っていること ※介護認定申請中でも事前申請は可能ですが、認定が非該当・却下・取り下げの場合は住宅改修費の支給は受けられません。 ※入院・入所中でも事前申請は可能ですが、事後申請は退院・退所後となります。退院・退所できない場合は住宅改修費の支給は受けられません。
対象となる場所	<u>介護保険被保険者証に記載されている住所地(住民登録している住所地)の改修で、かつ被保険者が現に居住している住宅であること。</u> ※住宅の所有者が被保険者本人以外の場合は承諾書が必要です。 ※既存住宅に限ります。新築・増築の場合は対象になりません。
支給額	<u>対象工事(支給限度基準額20万円)の7～9割相当額</u> (1) 対象工事費用の1～3割と上限を超えた費用は自己負担となります。 (2) 要介護・要支援状態区分にかかわらず、同一住宅・同一対象者でひとり生涯20万円が支給限度基準額となります。 ※ただし、要介護状態区分が重くなった場合(3段階上昇時)や転居した場合は、改めて20万円までの支給限度基準額が設定される場合があります。
支払方法	<u>償還払い</u> 被保険者がいったん改修費用全額を施工業者に支払った後、対象工事費用の7～9割を市から被保険者の口座に振り込みます。 ※家族名義の口座に振り込む場合は、事前申請時に委任状が必要です。

〈申請の流れ〉



〈対象・対象外となる工事の例〉

種類	対象となる工事の例	対象外となる工事の例
(1) 手すりの取付け	<ul style="list-style-type: none"> ・二段式、縦付け、横付け等適切な形状のものであり、転倒予防、移動または移乗動作を助けることを目的として設置するもの 【付帯工事】 ・手すりの取付けのための壁の下地補強 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具貸与の対象となる手すり（工事を伴わないもの） ・移動できる家財道具への取付け
(2) 段差の解消	<ul style="list-style-type: none"> ・敷居を低くする工事 ・スロープを設置する工事 ・浴室の床のかさ上げ ・式台の設置 【付帯工事】 ・スロープの設置に伴う転落・脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 ・浴室の床のかさ上げに伴う給排水設備工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具貸与の対象となるスロープ、福祉用具購入の対象となる浴槽すのこ ・昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器 ・スロープや式台の設置等において固定しないもの
(3) 引き戸等への扉の取替え	<ul style="list-style-type: none"> ・扉全体の取替え（開き戸から引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等への取替え） ・扉の撤去 ・ドアノブの変更 ・戸車の設置 【付帯工事】 ・扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動ドアへの変更
(4) 洋式便器等への便器の取替え	<ul style="list-style-type: none"> ・和式便器を洋式便器（暖房便座、洗浄機能等が付加されているものを含む）に取替え ・既存の便器の位置や向きの変更 【付帯工事】 ・便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化に係るものを除く） ・便器の取替えに伴う床材の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具購入となる腰掛便座 ・既存の洋式便器から、暖房便座、洗浄機能が付加されている洋式便器に取替え ・非水洗和式便器から水洗洋式便器に取り替える場合の水洗化の部分
(5) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・居室：畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更 ・浴室：床材の滑りにくいものへの変更 ・通路面：滑りにくい舗装材への変更 【付帯工事】 ・床材の変更のための下地の補修や根太の補強 ・通路面の材料の変更のための路盤の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の床材と同じ床材への変更（滑り防止機能が付加されているもの等は対象）

※上記はあくまでも一例です。上記の例のほかにも被保険者本人の心身の状況や住宅の状況に応じ、必要と認められる場合と認められない場合がありますので、事前に氷見市福祉介護課介護保険担当へご相談ください。